夏号

2021年　7月　1日

# FUTURE

## ～　未来　～

山下事務所は元氣社長を
応援する社外ブレーンです

税理士　山下事務所

Ｖｏｌ．89

# 所長挨拶

お客様、コロナ禍の折お元氣ですか？

私はコロナワクチン接種の１回目を６月７日に受け、２回目を７月７日に受ける予定です。ワクチンを接種したからといってコロナに感染しないとも限りませんし、完治薬が無いのでまだまだ安心は出来ませんね！

こんな状況ですから、税務調査も少なく、１件だけ５月に行われました。税務署は７月に人事異動のため、移動前に調査を諦めなくてはいけませんので６月中に終了しました。

「春号」でご案内した第 52 回山下会ゴルフは、有志による１３名で名門コースの『鶴舞カントリークラブ』で開催しました。参加人数こそ少なかったのですが、お元氣な社長様とお会い出来て楽しい一日でした。

次回、第 53 回山下会ゴルフは１０月に開催予定です。その頃にはコロナワクチン接種が終わって安心してゴルフコンペが出来ることを期待しております。

毎年恒例でお客様方に「名前入りうちわ」を送らせていただいておりましたが、最近はコロナ感染を考え贈り物を控える傾向が強くなってきております。その為、今年の「名前入りうちわ」は控えさせていただきました。毎年楽しみにされている方もおられるかとは思いますがご理解のほどよろしくお願い致します。

コロナワクチンの接種率が上がり、このＦＵＴＵＲＥ夏号が届くころには東京オリンピック・パラリンピックの開催か？　中止か？　の結論が出ていますかね？　何れにしても安心安全な大会開催が出来る環境であれば良いのですが。

まだまだ安心出来ない状況だとは思いますが、お客様におかれましては、この状況に負けないで会社経営にご尽力下さい。

私はテレワークをせず、毎日徒歩で事務所往復しています。何かご相談等がある場合はご連絡下さい。暇しているのでお気軽にお声がけお願いします。

# 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

1. 改正前の制度内容

（1）概要

平成 27 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、一定の受贈者が、父母や祖父母等の直系尊属から住宅用家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」という。）の対価に充てるための金銭（以下、「住宅取得等資金」という。）を贈与により取得し、一定の要件を満たす場合には、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち（2）の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

（2）非課税限度額

非課税限度額は、以下のように住宅の新築等契約を締結した年月日や住宅の性能、適用される消費税率等によって変わります。

①住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

| 契約日 | 良質な住宅用家屋（※） | 左記以外 |
|---|---|---|
| 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 | 3,000 万円 | 2,500 万円 |
| 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 | 1,500 万円 | 1,000 万円 |
| 令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日 | 1,200 万円 | 700 万円 |

②上記以外の場合

| 契約日 | 良質な住宅用家屋（※） | 左記以外 |
|---|---|---|
| 平成 28 年 1 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 | 1,200 万円 | 700 万円 |
| 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 | 1,000 万円 | 500 万円 |
| 令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日 | 800 万円 | 300 万円 |

（※）良質な住宅用家屋とは、省エネ又は耐震基準に適合する住宅用家屋であることにつき一定の書類により証明されたものをいいます。

（3）対象となる住宅用家屋の要件

非課税の特例の対象となる住宅用家屋は、受贈者の住居の用に供する家屋で、新築及び増改築ともに床面積は 50 ㎡以上 240 ㎡以下であることが要件となります。

2. 改正の内容

(1) 非課税限度額の引き上げ

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に住宅用家屋の新築等の契約を締結した場合には、非課税限度額が下記の通り引き上げられます。

①住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

| 契約日 | 良質な住宅用家屋（※） | 左記以外 |
|---|---|---|
| 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 | 1,500 万円 | 1,000 万円 |
| 令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日 | ~~1,200 万円~~<br>**→1,500 万円** | ~~700 万円~~<br>**→1,000 万円** |

②上記以外の場合

| 契約日 | 良質な住宅用家屋（※） | 左記以外 |
|---|---|---|
| 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 | 1,000 万円 | 500 万円 |
| 令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日 | ~~800 万円~~<br>**→1,000 万円** | ~~300 万円~~<br>**→500 万円** |

(2) 対象となる住宅用家屋の要件

住宅ローン減税の延長に際して、合計所得金額 1,000 万円以下の者については床面積 40 ㎡以上の住宅用家屋を適用対象に加えたことに併せて、非課税の特例の対象となる住宅用家屋床面積の下限も 40 ㎡以上に引き下げられます。

ただし、受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に限ります。

(3) 適用時期

令和 3 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

# 消費税の総額表示の義務化

総額表示とは消費者に商品の販売やサービスの提供を行う事業者が、値札やチラシ等に金額を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示することをいいます。

令和３年４月１日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります。

○ **事業者が消費者に対して**行う価格表示が対象です。

○ 店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、
**どのような表示媒体でも**、対象となります。

## 総額表示に《該当する》価格表示の例

※　税込価格 11,000 円（税率 10%）の商品の例

| | | |
|---|---|---|
| 11,000 円 | 11,000 円（税込） | 11,000 円（うち税 1,000 円） |
| 11,000 円（税抜 10,000 円） | 10,000 円（税込 11,000 円） | 11,000 円<br>（税抜 10,000+税 1,000 円） |

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、
　○支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
　○価格の比較も容易にできるよう、
総額表示義務は、平成 16 年４月より実施されているものです。

## 総額表示に《該当しない》価格表示の例

| | | |
|---|---|---|
| 10,000 円（税抜） | 10,000 円（本体価格） | 10,000 円＋税 |

※　平成 25 年 10 月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和３年３月３１日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和３年４月１日以後は、総額表示が必要になります。

# 所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限を 2 年延長します。

〇適用事業年度

2021 年（令和 3 年）4 月 1 日から 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日までの間に開始する事業年度

〇適用要件の見直し

継続雇用者給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加することとの要件が、雇用者給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加することとの要件に見直されます。

同様に上乗せ要件の 1 つである、継続雇用者給与等支給額が前年度比で 2.5%以上増加することとの要件も、雇用者給与等支給額が前年度比で 2.5%以上増加することとの要件に見直されます。

〇雇用調整助成金の取扱に係る見直し

雇用調整助成金およびこれに類するものは、改正前の取扱いでは給与等支給額から控除する必要がありましたが、改正後は、適用要件の判定において控除しないものとされます。

ただし、税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金およびこれに類するものの額を控除して計算した金額が上限とされます。

改正概要　【適用期限：令和４年度末まで】

**《現行制度》**

**【通常要件①】**
**継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上**

**かつ**

**【通常要件②】**
**給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上**

**【措置内容】**
✓ 給与等支給総額の増加額の**15%を税額控除**

**【上乗せ要件】**
**継続雇用者給与等支給額が**
**前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと**
Ⅰ．教育訓練費が対前年度比10%以上増加
Ⅱ．中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

**【措置内容】**
✓ 給与等支給総額の増加額の**25%を税額控除**
※控除上限は、法人税額の20%

**《改正案》**

**【通常要件】**
**給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上**

**【措置内容】**
✓ 給与等支給総額の増加額の**15%を税額控除**

**【上乗せ要件】**
**給与等支給総額（企業全体の給与）が**
**前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと**
Ⅰ．教育訓練費が対前年度比10%以上増加
Ⅱ．中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

**【措置内容】**
✓ 給与等支給総額の増加額の**25%を税額控除**
※控除上限は、法人税額の20%